

海洋生物多様性保全戦略

資料集

1. 海洋生物多様性保全に関連する法制度等にかかる
年表等
2. 海洋保護区に該当すると考えられる我が国の既存
の制度等
3. 海洋生物多様性保全戦略用語集
4. 海洋生物多様性保全戦略策定までの経緯

1. 海洋生物多様性保全に関連する法制度等にかかる年表等

海洋生物多様性保全に関連する法制度等にかかる年表

		海洋生物多様性に 関わる国際的な制度等	海洋生物多様性に関わる国内の制度等		社会的 背景
			環境等	海洋全般・水産・その他	
19C		伝統的海洋法(公海と領海)が成立	73 鳥獣猟規則の制定 92 狩猟規則の制定(猟区制度の創設) 95 狩猟法の制定	86 漁業組合準則の制定	明治維新 明治憲法
1900年代			01 狩猟法の一部改正(禁猟区制度、銃猟禁止区域制度の創設)	01 漁業法の制定	
1910年代			18 狩猟法の全部改正 19 史蹟名勝天然記念物保存法の制定(天然記念物制度の創設)	10 漁業法(明治漁業法)の制定(漁業権制度や漁業組合制度の確立) 12 臘虎臘朮獸獵獲取締法の制定	
1920年代					
1930年代			31 国立公園法の制定(国立公園制度の創設)		
1940年代		45 大陸棚に関するトルーマン宣言		48 水産業協同組合法の制定(漁業協同組合制度) 49 漁業法(現行漁業法)の制定(漁業権制度や漁業調整機構等)	第二次世界大戦 日本国憲法
1950年代	前半		50 文化財保護法の制定(天然記念物制度) 50 狩猟法の改正(鳥獣保護区制度の創設)	50 港湾法、漁港法の制定 51 水産資源保護法の制定(保護水面制度等)	戦後復興
	後半	58 第一次国連海洋法会議(領海条約、公海条約、公海生物資源保存条約、大陸棚条約の採択)	57 自然公園法の制定(国立公園法の改正、自然公園制度の創設)	56 海岸法の制定	
1960年代	前半	60 第二次国連海洋法会議	63 鳥獣保護法の制定(狩猟法の法律名称改正、特別保護地区制度、休猟区制度の創設)	63 沿岸漁業等振興法の制定	高度経済成長
	後半				
1970年代	前半	70 人間と生物圏計画の発足 71 ラムサール条約の採択 72 ロンドン条約の採択 72 世界遺産条約の採択 73 ワシントン条約の採択 73 MARPOL73/78 条約の採択 73 第三次国連海洋法会議(~82)	70 自然公園法の改正(海中公園制度の創設) 70 海洋汚染防止法の制定 70 水質汚濁防止法の制定 72 自然環境保全法の制定(自然環境保全地域制度等の創設) 73 瀬戸内海環境保全臨時措置法の制定 73 化学物質審査規制法の制定	71 海洋水産資源開発促進法の制定(沿岸水産資源開発区域制度等の創設)	公害問題 石油危機
	後半	77 米ソが漁業専管水域を設定 78 MARPOL78年議定書の採択	78 瀬戸内海環境保全特別措置法の制定(臨時措置法の改正)	77 領海法の制定 77 漁業水域に関する暫定措置法の制定	
1980年代	前半	82 国連海洋法条約採択(排他的経済水域制度の創設等)	80 ラムサール条約の締結 80 ワシントン条約の締結 83 MARPOL 議定書の締結 84 「環境影響評価の実施について」閣議決定		バブル景気
	後半				

		海洋生物多様性に 関わる国際的な制度等	海洋生物多様性に関わる国内の制度等		社会的 背景
			環境等	全般・水産・その他	
1990 年代	前半	90 OPRC 条約の採択 90 北太平洋の海洋科学に 関する機関 (PICES) の ための条約の採択 92 国連環境開発会議 (地 球サミット) (アジェンダ 21の採択)、生物多様性 条約 (CBD)、気候変動 枠組条約の採択 93 生物多様性条約の発効 94 国連海洋法条約の発効 94 北西太平洋地域海行動 計画 (NOWPAP) の採択	92 北太平洋の海洋科学に 関する機関 (PICES) の ための条約の締結 92 種の保存法の制定 (国 内希少野生動植物種制 度、生息地等保護区制 度) 92 世界遺産条約の締結 93 生物多様性条約の締結 93 気候変動枠組条約の締 結 93 環境基本法の制定	93 水産業協同組合法の改 正 (資源管理規程制度の 創設)	グローバ リゼーシ ョン 平成不況
	後半	95 国連公海漁業協定の採 択 95 FAO 責任ある漁業のた めの行動規範の採択 95CBD-COP2 (ジャカル タ・マンダートの採択) 96 ロンドン条約議定書の 採択	95 OPRC 条約の締結 95 生物多様性国家戦略の 決定 97 環境影響評価法の制定	96 排他的経済水域及び大 陸棚に関する法律の制定 96 排他的経済水域の漁業等に 関する主権的権利の行使に 関する法律の制定 (漁業水域 に関する暫定措置法の廃止) 96 海洋生物資源の保存及び 管理に関する法律の制定 (漁獲可能量制度の創設) 96 国連海洋法条約の締結 99 海岸法の改正	
2000 年代	前半	00 OPRC-HNS 議定書採択 01AFS 条約の採択 01 国連公海漁業協定発効 02 持続可能な開発に関する 世界首脳会議 (ヨハネスブ ルク・サミット) (代表的MPA ネットワークの構築等) 04CBD-COP7 (MPA ネット ワークにかかる 2012 年 目標の採択等) 04パラスト水管理条約の採択	02 新・生物多様性国家戦 略の決定 02 鳥獣保護法の改正 (生 物多様性の目的化等) 02 自然再生推進法の制定 03AFS 条約の締結 04 海洋汚染防止法の改正 04 外来生物法の制定	00 港湾法の改正 01 漁港漁場整備法の制定 (漁港法の改正) 01 水産基本法の制定 01 海洋生物資源の保存及び 管理に関する法律の改正 (漁獲努力可能量制度の 創設) 01 資源回復計画制度の導入 02 有明海・八代海再生特別 措置法の制定 06 国連公海漁業協定締結	人口減少 高齢化 構造改革 政権交代
	後半	06CBD-COP8 (2010 年目 標への組込等) 08CBD-COP9 (保護を必 要とする生態学的ある いは生物学的に重要な 海域特定のための科学 的基準等)	07 OPRC-HNS 議定書締結 07 ロンドン条約議定書締結 07 第三次生物多様性国家 戦略の決定 07 知床世界自然遺産地域 多利用型統合的の海域管 理計画の決定	2007.4 海洋基本法の制定 2008.3 海洋基本計画の決定 2008.6 生物多様性基本法 の制定 09 自然公園法・自然環境 保全法の改正 (生物多 様性の目的化、海域保 全の強化等) 09 海岸漂着物処理推進法 の制定	
2010 年代	前半	2010.10 CBD-COP10 (愛 知目標の採択等)	2010.3 生物多様性国家 戦略 2010 の決定 10 生物多様性保全活動 促進法の制定 2011.3 海洋生物多様性 保全戦略の決定		

海洋環境保全に関する国際的動き

< 海洋環境全般 >

<p>国連海洋法条約(海洋法に関する国際連合条約、平成8年7月12日条約第6号)</p>	<p>1982年(昭和57年)に第三次国連海洋法会議において作成され、同年に国連総会で採択され、1994年(平成6年)に発効した国際海洋秩序に関する包括的な条約、1958年(昭和33年)の海洋法四条約(領海条約、公海条約、公海生物資源保存条約、大陸棚条約)を再構成したもの。海洋の鉱物・エネルギー資源や生物資源をめぐる国際的な対立を背景に、領海と公海からなる二元的な海洋秩序を修正して排他的経済水域制度を設けるなど、従来の海洋法体制に比べて沿岸国の管轄権を拡大した。</p> <p>第2部～第11部では、領海、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底などの海域の区分について定め、第12部～第15部で海洋環境の保護・保全、海洋の科学的調査などに関する規定を置いている。海洋環境については、第12部「海洋環境の保護・保全」に、各国が海洋環境を保護・保全する一般的な義務を負うこと(第192条)、自国の天然資源(鉱物資源・生物資源)の開発についての主権的権利に海洋環境の保護・保全の義務がともなうこと(第193条)、その他海洋環境に関する詳細な規定が置かれている。また、第5部「排他的経済水域」には、排他的経済水域において、沿岸国が、天然資源の開発等に関する主権的権利とともに、海洋環境の保護・保全等に関する管轄権を有することが規定されている(第56条)。</p> <p>我が国は1996年(平成8年)に同条約を締結し、同年、領海及び接続水域に関する法律、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律などの国内法が整備された。その後、2007年(平成19年)に海洋基本法が制定された。</p>
<p>アジェンダ21</p>	<p>1992年(平成4年)に、国連環境開発会議(地球サミット)で「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言(リオ宣言)」の諸原則を実施するための行動計画として採択された文書。海洋については、第17章「海洋と沿岸域の保護、合理的な利用及び開発」が設けられ、「沿岸域及び排他的経済水域を含む海域の統合的管理及び持続可能な開発」など7つのプログラム分野について行動計画が示されている。法的な拘束力はないが、海洋に関する基本的な国際的政策枠組みとして影響力を有している。</p>

< 生物多様性の保全等 >

<p>生物多様性条約(生物の多様性に関する条約、平成5年12月21日条約第9号)</p>	<p>生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝子資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的として、1992年(平成4年)の国連環境開発会議を機に採択され、1993年(平成5年)に発効した。我が国は、1993年(平成5年)に締結。「海洋その他の水界生態系」も含めて生物多様性を定義している。また、条約の適用範囲は「自国の管轄の下にある区域」であり、保全と持続可能な利用の観点から、海洋の生物多様性について議論が行われている。</p> <p>2004年(平成16年)の第7回締約国会議(CBD-COP7)において、2012年までに効果的に管理された代表性のある海洋保護区のネットワークを構築すること(CBD-COP7、VII/5、VII/28)や2010年目標の進捗状況を評価するための目標として生態域(ecological regions)の少なくとも10%が保全されること(VII/30)が決定された。さらに、2006年(平成18年)の第8回締約国会議では、海洋及び沿岸の生物多様性についても「2010年までに世界の海洋・沿岸の生態域(ecological regions)の少なくとも10%が保全される」という目標が設定された(VIII/15)。2010年(平成22年)10月の第10回締約国会議では、生態的及び生物学的に重要な海域(EBSA)について、基準の適用に関する理解の向上、科学的及び技術的情報、事例の集積を行うことなどが決定されたほか(CBD-COP10、X/29)、2010年目標に代わる新たな世界目標として20の個別目標からなる「愛知目標」を含んだ新戦略計画が決定され、特に、個別目標11では「2020年までに沿岸域と海域の10%が「効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全される」などとされた(CBD-COP10、X/2)。同条約は、各国政府に生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略の策定を求めており、我が国は同条約に加え生物多様性基本法の規定に基づき、生物多様性国家戦略を策定している。</p>
<p>ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約、昭和55年9月22日条約第28号)</p>	<p>1971年(昭和46年)に採択され、1975年(昭和50年)に発効した。我が国は1980年(昭和55年)に締結。締約国が指定する生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上または水文学上国際的に重要な湿地を登録簿に掲載し、締約国は登録された湿地の保全及び適正な利用を促進するための計画を作成し、実施する。</p> <p>「海洋・沿岸域湿地」のタイプには、永久的な浅海域(低潮時6m以浅)、海洋の潮下帯域、サンゴ礁等、砂・礫・中礫海岸等も含まれ、我が国では屋久島永田浜、串本沿岸海域、慶良間諸島海域等が条約湿地に登録されている。</p>

ワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、昭和55年8月23日条約第25号)	1973年(昭和48年)に採択され、1975年(昭和50年)に発効した。我が国は1980年(昭和55年)に締結。野生動植物の国際取引を規制することにより、絶滅のおそれのある動植物の種の保護を図っている。取引規制の対象となる動植物は附属書のI~IIIに掲載され、附属書I(絶滅のおそれのある種であって取引による影響をうけているもの)には、クジラ7種、ウミガメ科全種等を含む約900種の動植物が記載されている。また、附属書Iに記載されている種については種の保存法に基づき、国内での譲渡などの規制を行っている。
世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約、平成4年9月28日条約第7号)	1972年(昭和47年)に採択され、1975年(昭和50年)に発効した。我が国は1992年(平成4年)に締結。顕著で普遍的な価値(Outstanding Universal Value)を有する文化遺産及び自然遺産を認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを、締約国の基本的な義務として求めている。 自然遺産に登録されるためには当該地域の法的な保護措置や適切な管理システムを必要とする。我が国では、知床世界自然遺産地域が海域を含む唯一の自然遺産地域で、当該海域の漁業者による自主管理を含む多利用型統合的の海域管理計画を策定し、海域の管理を行っている。
二国間渡り鳥等保護条約、協定等	渡り鳥の捕獲の規制、絶滅の恐れのある鳥類の保護(日中を除く)及びそれらの鳥類の生息環境の保護等を内容とし、日米渡り鳥保護条約(1974年(昭和49年))、日ロ渡り鳥保護条約(1988年(昭和63年))、日豪渡り鳥等保護協定(1981年(昭和56年))、日中渡り鳥保護協定(1981年(昭和56年))をそれぞれ締結している。韓国との間でも日韓環境保護協力協定に基づき渡り鳥の保護協力が行われており、二国間渡り鳥条約・協定の締結交渉に向けた準備が進められている。
ボン条約(移動性野生動物の種の保全に関する条約)	1979年(昭和54年)に採択され、1983年(昭和58年)に発効した。渡り鳥、トナカイ、クジラ、ウミガメ、昆虫類等の陸生動物類、海洋動物類、鳥類の移動性の種を、それらの生息地とともに保護することを目的としている。我が国は本条約にかかる国際的取組の動向を踏まえつつ、本条約への対応の必要性について検討することとしている。
人間と生物圏計画(MAB: Man and the Biosphere Programme)	1970年(昭和45年)の第16回国連教育科学文化機関(UNESCO)総会の決定により発足した、生物資源の保全と持続可能な利用を促進し、人間と環境の関係を改善するために、自然科学および社会科学の基礎を発展させることを目的とした調査研究・研修計画。同計画により、生物資源の保全と持続可能な利用及びそれに関する実証活動、環境教育、調査研究の場として生物圏保存地域(Biosphere Reserve)の登録が進められており、サンゴ礁や干潟など海域を含む区域が登録されている例がある。我が国では海域を含む区域の登録はない。

< 海洋汚染の防止等 >

ロンドン条約議定書(1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書、平成19年10月5日条約第13号)	ロンドン条約(1972年)を強化するため1996年(平成8年)に採択されたもので、2006年(平成18年)に発効した。ロンドン条約では投棄を規制する有害物質を列記して規制していたのに対し、廃棄物等の海洋投棄を原則として禁止し、個別の許可に基づいて投棄が認められる仕組みを導入した。 我が国は、2007年(平成19年)に締結し、海洋汚染防止法の改正等によって対応を図っている。
MARPOL73/78条約(1973年の船舶による汚染防止のための国際条約に関する1978年の議定書、昭和58年6月11日条約第3号、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約を改正する1997年の議定書、平成17年2月18日条約第6号)	1973年(昭和48年)に、国際海事機関(IMO)で1954年の油による海水の汚濁の防止に関する国際条約に代わるものとして同条約が採択されたが発効に至らず、その後1978年(昭和53年)に附属書の一部の実施を猶予する議定書が採択されて、1983年(昭和58年)に発効した。人の健康、生物資源・海洋生物、海洋の快適性、その他海洋の利用の観点から、船舶からの有害物質の排出による海洋汚染を防止することを目的とし、油(附属書)や有害液体物質(附属書)などの排出、輸送、処分などを規制している。我が国は、1983年(昭和58年)に締結し、海洋汚染防止法による対応を図っている。 また、1997年(平成9年)に、船舶による大気汚染防止のための規則(附属書)を追加するための改正議定書が採択され、2005年(平成17年)に発効している。我が国も同年に締結し対応している。

OPRC 条約(1990 年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約、平成 7 年 10 月 20 日条約第 20 号)	1990 年(平成 2 年)に採択され、1995 年(平成 7 年)に発効した。海洋環境への重大な脅威である船舶等に関する油による汚染事件に準備し、対応するための措置等について定めている。2000 年(平成 12 年)に採択され 2007 年(平成 19 年)に発効した OPRC - HNS 議定書は、条約の対象を油以外の有害物質や危険物質に広げたものである。 我が国は、1995 年(平成 7 年)に OPRC 条約及び 2007 年(平成 19 年)に OPRC - HNS 議定書を締結し(それぞれ、1996 年(平成 8 年)及び 2007 年(平成 19 年)に我が国について効力が生じた。)、海洋汚染防止法の改正等によって対応を図っている。また、両条約に基づき「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」を策定している。
バラスト水管理条約(船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約)	2004 年(平成 16 年)にロンドンで採択されたが、締約国の数が規定に満たず発効していない。船舶のバラスト水等の規制と管理を通じて、有害な水生生物及び病原体の移動により生じる環境、人の健康等への危険を防ぐことなどを目的とし、バラスト水から排出される生物の濃度等を規制している。 我が国は本条約を締結していないが、これに向けた技術開発等を進めている。
船舶防汚方法規制条約(AFS 条約、2001 年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約、平成 19 年 11 月 30 日条約第 20 号)	2001 年(平成 13 年)に採択され、2008 年(平成 20 年)に発効した。我が国は 2003 年(平成 15 年)に締結。防汚方法により生ずる海洋環境及び人の健康に対する悪影響を軽減し又は除去することを目的とする。殺生物剤として船底に塗布され、海洋生物への影響が懸念されるトリブチルスズ(TBT)などの有機スズ系化合物について、これを含む船舶用塗料を新たに塗布することを禁止し、また既に塗布されている塗料を除去することなどを定めている。

< 漁業 >

国連海洋法条約(第 5 部「排他的経済水域」の生物資源の保存にかかわる規定)	国連海洋法条約は、沿岸国が、排他的経済水域における生物資源の探査、開発、保存、管理のための主権的権利を有するとし(第 56 条)、排他的経済水域における生物資源の漁獲可能性を決め、適当な保存・管理措置をとるよう定めている(第 61 条)。また、高度回遊性の種の保存(第 64 条)、溯河性資源の保存(第 66 条)等についても規定を置いている。 我が国は、1996 年(平成 8 年)に排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律を制定するとともに、水産基本法(2001 年制定)において排他的経済水域等における水産資源の保存・管理について定め、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(1996 年制定)に基づき漁獲可能性制度等を運用している。
国連公海漁業協定(分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する漁業資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する 1982 年 12 月 10 日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定、平成 18 年 8 月 9 日条約第 10 号)	国連海洋法条約の規定を受けて 1995 年(平成 7 年)に採択され、2001 年(平成 13 年)に発効した。タラ・カレイなど分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源とマグロ・カツオなどの高度回遊性魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。公海における両魚類資源の保存及び管理のための一般原則等について定めており、地域漁業管理機関への参加促進の規定や漁船の旗国の義務規定などが置かれている。我が国は 2006 年(平成 18 年)に締結した。
公海漁業措置遵守協定(保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定、平成 15 年 5 月 21 日条約第 2 号)	国連食糧農業機関(FAO)において 1993 年(平成 5 年)に採択された協定で、2003 年(平成 15 年)に発効した。公海において操業する漁船に関する旗国の責任を明確化し、便宜置籍漁船が保存管理措置を遵守せずに操業を行うことを防止することを目的としている。我が国は 2000 年(平成 12 年)に締結した。
責任ある漁業の行動規範	1995 年(平成 7 年)の第 28 回国連食糧農業機関(FAO)総会において採択された、生態系及び生物多様性に妥当な配慮を払い、水生生物資源の有効な保存、管理及び開発を確保することを目的とする、責任ある慣行のための国際的な行動基準。本規範は自主的なものだが、FAO の非メンバーを含め全世界を範囲とする。
地域漁業管理機関の設立条約	マグロ類を対象とする地域漁業管理機関が、全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)強化条約、大西洋まぐろ類保存条約(ICCAT)、みなみまぐろ保存条約(CCSBT)、インド洋まぐろ類委員会(IOTC)設立協定、中西部太平洋高度回遊性漁業資源保存管理条約(WCPFC)によって設立されており、我が国は全てに加盟している。マグロ類以外についても地域漁業管理機関が設立されている。

< 海洋科学研究 >

北太平洋の海洋科学に関する機関(PICES)のための条約(平成4年4月3日条約第160号)	1990年(平成2年)に採択され、1992年(平成4年)に発効した。我が国は1992年(平成4年)に締結。広大な北太平洋の科学上の理解を達成するためには国際的科学的協力が重要であることを踏まえ、これを促進等するための政府間機関の設立を目的としている。この条約により設立された北太平洋海洋科学機関(PICES)は、北緯30度以北の北太平洋とその生物資源に関する科学上の知識を増進するための海洋科学研究の促進と調整等を目的とし、現在、カナダ、中国、日本、韓国、ロシア、アメリカの6カ国が加盟している。
---	--

< 気候変動 >

気候変動枠組条約(気候変動に関する国際連合枠組条約、平成6年6月21日条約第6号)	1992年(平成4年)の国連環境開発会議を機に採択され、1994年(平成6年)に発効した。我が国は1993年(平成5年)に締結。気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを目的とし、生態系の適応、食糧生産への脅威、経済開発の持続可能性が考慮されている。海洋生態系は温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫として位置づけられ、その持続可能な管理の促進と保全に係る協力が締約国に求められている。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)においては、海面上昇、海洋酸性化、生物多様性の損失等への知見の収集及び評価が行われている。
---	--

海洋環境保全に関する国内の動き

< 海洋環境全般 >

<p>海洋基本法(平成19年4月27日法律第33号)</p>	<p>国連海洋法条約やアジェンダ21などによる新たな海洋の秩序や施策などを背景に、海洋分野の基本法として、2007年(平成19年)に制定された。海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている(第1条)。 「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」や「海洋の総合的管理」など6つの基本理念(第2条～第7条)、各主体の責務(第8条～第12条)、海洋基本計画の策定(第16条)について定めた後、12の基本的施策を定めている(第17条～第28条)。また、海洋政策の推進体制として総合海洋政策本部の設置等を定めている。 「海洋環境の保全」は基本的施策の一つと位置付けられており、海洋の生物多様性の確保、汚濁の負荷の低減、廃棄物の排出の防止、流出した油等の防除、海洋の自然景観の保全その他の海洋環境の保全について必要な措置を講ずるとしている(法18条)。このほか沿岸域の総合的管理(法25条)などが規定されている。 本法に基づいて、2008年(平成20年)に海洋基本計画が策定されており、海洋環境の保全に関しては、生物多様性の確保等の取組、環境負荷の低減のための取組、継続的な調査・研究の推進について、海洋保護区のあり方の明確化と設定などの具体的な取組が記述されている(第2部2)。</p>
<p>環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)</p>	<p>環境分野の基本法として、1993年(平成5年)に制定された。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている(第1条)。3つの基本理念(第3条～第5条)、各主体の責務(第6条～第9条)等について定めた後、環境の保全に関する基本的施策を定めている(第14条～第40条)。 海洋環境に関する直接の定めはないが、基本的施策の策定・実施の指針として、「生物多様性の確保とともに多様な自然環境が体系的に保全されること」などが規定されている。</p>

< 生物多様性の保全等 >

<p>生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)</p>	<p>生物多様性分野の基本法として、2008年(平成20年)に制定された。生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている(第1条)。基本原則(第3条)、各主体の責務(第4条～第6条)、生物多様性国家戦略の策定(第11条)国の施策(第14条～第26条)などについて定めるとともに、地方公共団体には、国の施策に準じた施策の実施などを求めている(第27条)。 本法に基づいて、2010年(平成22年)3月に生物多様性国家戦略2010が策定されており、海洋生物多様性保全のための保護区、藻場・干潟の保全・再生、サンゴ礁の保全・再生など、沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全に関する行動計画が掲げられている。</p>
<p>自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)</p>	<p>1931年(昭和6年)に国立公園法として制定され、1957年(昭和32年)の改正で現行法の骨格が固まった。2009年(平成21年)の改正では「生物の多様性の確保に寄与すること」が立法目的に盛り込まれた。優れた自然の風景地の保護と、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする(第1条)。このもとに、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種の保護地域について、指定の要件や地域・地種の区分ごとの行為規制などを規定している。 海域に指定できる区分は海域公園地区と普通地域であり、全国の海域に指定例がある。海域公園地区は、1970年(昭和45年)の改正で創設された海中公園地区制度を引き継いだもので、海域の景観を維持するために国立公園・国定公園内に指定され、工作物の新築、鉱物の掘採・土石の採取、埋め立て・干拓などの開発行為等が許可制によって規制されている(第22条)。2009年の改正によって、海中だけでなく海上の景観を対象とする、動植物の捕獲等は指定区域内において規制する、指定区域内で動力船の使用を規制するなどの変更が行われた。普通地域は、陸域の特別地域や海域公園地区の緩衝地帯としての役割を期待されているもので、大規模な工作物の新築などの開発行為等が届出制によって規制されている(第33条)。</p>
<p>自然環境保全法(昭和47年6月22日法律第85号)</p>	<p>高度経済成長期の自然破壊が全国的に問題となったことを背景として1972年(昭和47年)に制定され、2009年(平成21年)の改正では「生物の多様性の確保」が立法目的に盛り込まれた。自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することを目的とする(第1条)。このもとに、主に、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域の3種の保護地域について、指定の要件や地区ごとの行為規制などを規定している。 海域に指定できる区分は自然環境保全地域の海域特別地区と普通地区であり、海域特別地区については1件の指定例がある。海域特別地区は、自然環境保全地域内の生態系等を保全するために必要な核となるものについて指定され、工作物の掘採・土石の採取、埋め立て・干拓などの開発行為等が許可制によって規制されている(第27条)。2009年の改正によって、自然公園法の海域公園地区と同様の変更が行われた。普通地区は、海域特別地区の緩衝地帯としての役割が期待されているもので、大規模な工作物の新築などの開発行為等が届出制によって規制されている(第28条)。</p>

鳥獣保護法(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、平成14年7月12日法律第88号)	1892年(明治25年)の狩猟規則や1918年(大正7年)の狩猟法以来の経緯を有し、次第に野生鳥獣の保護管理の制度としての性格を強め、2002年(平成14年)の改正では「生物多様性の確保」が目的に盛り込まれた。鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全や農林水産業の健全な発展への寄与を通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保等に資することを目的とする(第1条)。このもとに、野生の鳥類および哺乳類を対象として、捕獲等の制限、鳥獣保護区の指定と行為規制、狩猟の区域・期間・猟法の規制などを定めている。 捕獲等の制限(第9条)は海棲の鳥獣にも及び、従来、海棲哺乳類には本法が適用されなかったが、2002年(平成14年)の改正でアザラシ類等の7種が新たに対象となった。 また、鳥獣保護区(第28条)は海域に指定することができる。1950年(昭和25年)に創設された制度であり、既に全国の干潟や内湾等に多くの指定例がある。鳥獣保護区内で、鳥獣やその生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域に指定される特別保護地区では、工作物の設置、埋め立て・干拓などの開発行為等が許可制によって規制されている(第29条)。
種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、平成4年6月5日法律第75号)	1992年(平成4年)制定。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることで良好な自然を保全することを目的とする(第1条)。このもとに、指定された国内希少野生動植物について、捕獲等の制限、生息地等保護区の指定と行為規制、保護増殖事業の実施などを定めている。現在、数種の海鳥類が国内希少野生動植物種に指定されているが、生息地等保護区が海域に指定された例はない。
自然再生推進法(平成14年12月11日法律第148号)	2002年(平成14年)制定。自然再生に関する施策を総合的に推進することを目的とする(第1条)。自然再生は、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すため、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全、再生、創出、維持管理等することであり、本法では、このための基本理念や自然再生事業の進め方等について規定されている。 海域の自然環境も自然再生の対象となりうる。法文上、干潟や藻場が例示されており、このほかサンゴ群集についても自然再生事業が行われている。
外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、平成16年6月2日法律第78号)	2004年(平成16年)制定。特定外来生物による生態系等に係る被害を防止することを目的とする(第1条)。このもとに、生態系等に被害を及ぼすなどの外来生物を特定外来生物に指定し、飼養・栽培・保管・運搬、輸入、譲渡し等、野外に放つこと等を規制することのほか、国、地方公共団体、その他の団体等による特定外来生物の防除などについて定められている。海棲の外来生物も特定外来生物に指定される。
海岸漂着物処理推進法(美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律、平成21年7月15日法律第82号)	海岸に漂着または散乱しているごみ等が、海岸における良好な景観や環境に深刻な影響を及ぼしていることが懸念され、2009年(平成21年)に制定された。海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする(第1条)。このもとに、海岸漂着物等について、基本方針や地域計画の策定、海岸管理者等による円滑な処理、国や地方公共団体等による発生の抑制などを定めている。
文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)	1950年(昭和25年)制定。文化財を保存し、かつその活用を図ることを目的とする(第1条)。文化財の一つである天然記念物は、1919年(大正8年)に史蹟名勝天然記念物保存法によって創設された制度であり、学術上貴重で、我が国の自然を記念する動植物やそれらの生息地・自生地などが指定されている。 海棲の種やその生息地・自生地となっている海域も、天然記念物に指定することができ、指定例もある。天然記念物に指定されると、個体の捕獲等や開発行為などを含め、現状の変更や保存に影響を及ぼす行為が制限される(第125条)。
生物多様性保全活動促進法(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律、平成22年12月10日法律第72号)	地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進することを目的として、2010年(平成22年)制定された。市町村が、国が策定する基本方針に基づき作成する計画のもとで実施される地域連携保全活動について、自然公園法等の特例措置を定めている。さらに、地方公共団体が地域連携保全活動支援センター等を確保することなどが規定されている。

< 水質汚濁の防止 >

<p>水質汚濁防止法 (昭和45年12月25日法律第138号)</p>	<p>深刻な公害が社会問題となる中、1970年(昭和45年)に、いわゆる「公害国会」において従来の水質2法に代えて制定された。公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることにより国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること、工場等から排出される汚水等に関して人の健康にかかる被害が生じた場合の被害者保護を図ることを目的とする(第1条)。このもとに、工場・事業場からの排水について、公共用水域への排出等を規制している。具体的には、汚濁物質を排出する施設として定められた特定施設等を対象にして、排水基準(濃度規制、第3条)と指定水域における総量規制(第4条の2など)による排出の制限等が規定されている。</p> <p>本法で排出が規制される公共用水域には「港湾」や「沿岸海域」のほか、海に流下する「河川」や「湖沼」も含まれている(第2条)。また、総量規制の対象となる指定水域には、東京湾、伊勢湾が定められている。</p>
<p>瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年10月2日法律第110号)</p>	<p>高度経済成長にともなう瀬戸内海の水質汚濁の急速な進行を受け、水質汚濁防止法の特別法として1973年(昭和48年)に制定された。瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とし(第1条)、このもとに基本計画と府県計画の策定、水質汚濁の原因となる特定施設の設置の規制、富栄養化にかかる指定物質の削減のための指導等、自然海浜保全地区の指定、埋立等についての特別の配慮、下水道・廃棄物、海難等による油の排出及び赤潮等に係る措置などについて規定されている。</p>
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年10月16日法律第117号)</p>	<p>PCBによる環境汚染問題を契機として、1973年(昭和48年)に制定された。化学物質による環境の汚染を防止するため、化学物質に関する審査制度を設けるとともに必要な規制を行うことを目的とする(第1条)。このもとに、新たに製造・輸入される化学物質の事前審査制度、人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息・生育への支障を及ぼすおそれがある化学物質の製造や使用等の規制(許可制や届出制)などを定めている。</p>

< 海洋汚染の防止 >

<p>海洋汚染防止法(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、昭和45年12月25日法律第136号)</p>	<p>深刻な公害が社会問題となる中、1970年(昭和45年)に、いわゆる「公害国会」において、従来の海水油濁防止法の規制対象・範囲を拡大して制定された。その後も海洋汚染に関する国際条約(ロンドン条約、MARPOL条約、OPRC条約など)の制定・改正に合わせて改正が重ねられている。海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせてこれらに関する国際約束の適確な実施を確保することを目的とする(第1条)。このもとに、海洋への排出物・廃棄物に関し、船舶や海洋施設等からの油・有害液体物質等・廃棄物の排出の規制(禁止や許可制)などを定めている。</p>
---	--

< 環境影響評価 >

<p>環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)</p>	<p>環境基本法に環境影響評価が位置づけられたことを受けて、1984年(昭和59年)の閣議決定「環境影響評価の実施について」をもとに対象事業を拡大するなどして、1997年(平成9年)に制定された。環境影響評価の手続等を定めるなどにより、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的とする(第1条)。このもとに、対象事業の決定、方法書の作成等、環境影響評価の実施、準備書の作成等、評価書の作成等を定め、土地の形状の変更や工作物の新設等を伴う大規模な事業について、事業者の自主的な環境配慮を促している。水面の埋立て・干拓など、海域で実施される事業も本法の対象に含まれている。</p>
---------------------------------	---

< 漁業 >

<p>水産基本法(平成13年6月29日法律第89号)</p>	<p>国連海洋法条約による水産資源の保存管理体制への移行、周辺海域の資源状況の悪化などを受け、水産分野の基本法として2001年(平成13年)に制定された。水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする(第1条)。このもとに、理念、水産基本計画のほか、排他的経済水域等における水産資源の保存・管理などが定められている。</p>
<p>漁業法(昭和24年12月15日法律第267号)</p>	<p>旧来の慣習を参酌して1910年(明治43年)に制定された明治漁業法を改革し、水面の総合的高度利用を図り、漁業生産力の発展と漁業の民主化を図ることを目的として、1949年(昭和24年)に制定された。漁業生産に関する基本制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用することを目的とする(第1条)。このもとに、漁業権制度、指定漁業制度、漁業調整に関する命令(採捕等の制限)、漁業調整委員会制度などが定められている。漁業権は、行政庁の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利であり、免許の内容や漁業権行使規則などによって漁業種類、区域、期間、漁業の方法などが制限されている。第三者の侵害に対しては物権的請求権、損害賠償請求権に加え、漁業権侵害罪が適用される。</p>

水産資源保護法 (昭和26年12月17日法律第313号)	水産資源の維持培養を図るための法令措置は明治漁業法や制定当初の現行漁業法においても包括的に規定されていたが、第2次世界大戦後に水産資源の枯渇が問題となり、1950年(昭和25年)の水産資源枯渇防止法の制定を経て、積極的な資源保護対策の制度を加え、1951年(昭和26年)に議員立法として制定された。水産資源の保護培養を図り、かつその効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする(第1条)。このもとに、水産動植物の採捕制限等に関する命令、魚類防疫制度、保護水面制度などが定められている。保護水面は、水産動物の産卵、稚魚の成育、水産動植物の種苗の発生に適した水面に指定され、区域内では管理計画による採捕の制限等や埋立・浚渫の工事等が制限される(法14条等)。
都道府県漁業調整規則	漁業法及び水産資源保護法に基づき、都道府県知事が水産資源の保護培養、漁業取締り、その他漁業調整のための制限又は禁止の措置を定める規則。各都道府県の具体的事情に応じて、漁業の許可制、一定の期間や区域における採捕の制限・禁止などが定められている。
水産業協同組合法 (昭和23年12月15日法律第242号)	1886年(明治19年)の漁業組合準則、1910年(明治43年)の明治漁業法に定められていた漁業組合制度を引き継いで、1948年(昭和23年)に制定された。漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進することを目的とする(法1条)。このもとに、漁業協同組合については組合の事業、組合員の資格、組合の管理、組合の設立・解散などを詳細に定めるとともに、この他の水産業協同組合についても規定を置いている。漁業協同組合は、資源管理規程(法11条の2)により対象となる区域、水産資源の管理の方法などを定めることができる。
海洋水産資源開発促進法(昭和46年5月17日法律第60号)	水質汚濁や海底の開発が進む中で、沿岸海域において水産動植物を増殖・養殖し、重要な漁場において他産業と調整を行う必要から、1971年(昭和46年)に制定された。海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進することを目的とする(法1条)。このもとに、基本方針の作成、都道府県による沿岸水産資源開発区域の指定、政令による指定海域の指定などについて定めている。
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年6月14日法律第77号)	国連海洋法条約の締結にともない、同条約が漁獲可能量の決定と生物資源の保存・管理措置を沿岸国に義務付けていることから、1996年(平成8年)に制定された。排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて国連海洋法条約の的確な実施を確保することを目的とする(第1条)。このもとに、特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量(TAC)または漁獲努力可能量(TAE)による保存管理について定めている。

< 公物管理 >

港湾法(昭和25年5月31日法律第218号)	1950年(昭和25年)制定。港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする(法1条)。このもとに、港湾計画、港湾管理者、港湾区域等について定めている。2000年(平成12年)の改正によって、目的に「環境の保全に配慮」が追加された。
漁港漁場整備法 (昭和25年5月2日法律第137号)	1950年(昭和25年)制定。水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にすることを目的とする(法1条)。このもとに、漁港漁場整備の推進に関する基本方針と長期計画の策定等について定めている。基本方針においては、漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項を定めるものとし、長期計画は、水産動植物の増殖及び養殖の推進の動向に配慮して定めるものとされている。2001年(平成13年)の改正によって、目的に「環境との調和に配慮」が追加された。
海岸法(昭和31年5月12日法律第101号)	1956年(昭和31年)制定。津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする(法1条)。このもとに、基本方針と基本計画の策定、海岸保全区域の指定と管理、一般公共海岸区域に関する管理などについて定めている。目的に「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」が追加されたのは、1999年(平成11年)の改正時。

2. 海洋保護区に該当すると考えられる我が国の既存の制度等

自然景観の保護等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
自然公園 (自然公園法)	傑出した自然の風景地を保護し、その利用を増進する	主として埋立などの開発規制(普通地域:届出制、海域公園地区:許可制・採捕規制を行う区域もある)。なお、汽水域では特別地域(許可制)の設定がありうる。
自然海浜保全地区(瀬戸内海環境保全特別措置法)	自然の状態が維持され、将来にわたり海水浴や潮干狩り等に利用される海浜池等を保全する	工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取等の開発規制(府県への届出制)

自然環境又は生物の生息・生育場の保護等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
自然環境保全地域(自然環境保全法)	保全が特に必要な優れた自然環境を保全する	主として土地改変などの開発規制(普通地区:届出制、海域特別地区:許可制・採捕規制を行う区域もある)。
鳥獣保護区(鳥獣保護法)	鳥獣の保護	狩猟の規制。特別保護地区では工作物建築等開発規制、特別保護指定区域ではさらに動力船使用規制等が加わる。
生息地等保護区(種の保存法)	国内希少野生動植物種を保存する	監視地区では開発規制(届出制)。管理地区では開発規制(許可制)のほか指定種の採捕規制、動力船利用制限。さらに立入制限地区では立入を制限。
天然記念物(文化財保護法)	学術的価値の高い動物、植物、地質鉱物を保護する	現状の変更、またはその保存に影響を及ぼす行為(許可制)

水産動植物の保護培養等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
保護水面（水産資源保護法）	水産動植物の保護培養	産卵、稚魚の育成等に適した水面につき、埋立、浚渫などの開発規制（許可制）、指定水産動植物の採捕規制。
沿岸水産資源開発区域、指定海域（海洋水産資源開発促進法）	水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進	海底の改変、掘削行為などの開発規制（知事又は農林水産大臣への届出制）。沿岸水産資源開発区域では、都道府県は「沿岸水産資源開発計画」を定める。
都道府県、漁業者団体等による各種指定区域	水産動植物の保護培養、持続可能な利用の確保等	特定の水産動植物の採捕規制等。
<p>（各種根拠制度）</p> <p>採捕規制区域（漁業法及び水産資源保護法）、資源管理規程の対象水面及び組合等の自主的取組（水産業協同組合法）</p>		
共同漁業権区域（漁業法）	漁業生産力の発展（水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等）等	漁業権行使規則（知事認可）等による水産動植物の採捕規制（区域、期間、漁法、隻数等）。また、第三者の侵害に対して物権的請求権、損害賠償請求権に加え、漁業権侵害罪が適用。

3 . 海洋生物多様性保全戦略用語集

海洋生物多様性保全戦略の本文の文脈に即して説明したものであり、必ずしも一般的な定義のみを示したものではありません。

ア行

赤潮	植物プランクトンが異常に増殖することによる海水の変色現象をいう。まれにはバクテリアや動物プランクトンが赤潮を起こす。色は原因となる生物の種や量によって、褐色や緑色を呈することもある。赤潮は魚介類の大量へい死を引き起こすことがある。赤潮はプランクトン増殖の制限因子となっている栄養塩類等が適当な条件のもとに供給されるために起こると考えられ、海の富栄養化の進行にともなって発生頻度を増している。
移行領域	亜熱帯系水と亜寒帯系水の間の水塊特性の遷移域。亜熱帯循環と亜寒帯循環の力学的な境界にも当たっている。移行領域は、水の密度の決定要因である水温と塩分の南北変化が大きく、かつそれらの効果が補償しあうために密度の南北変化は小さいという特徴的な構造をもっている。
上乗せ	法律と同じ目的を有するが、同一の対象について、より厳しい基準を条例で定めること。
エコトーン（遷移帯）	二つの環境の境界域をいう。一般的に境界域は環境変化に応じて生物相も連続的に変化するため、多種多様な生物が生息する。陸域と海域の境界域は、泥や砂の粒径組成や湿り具合等の環境が連続的に変化し、それぞれに適応した生物が生息・生育する。
エルニーニョ・ラニーニャ現象	エルニーニョ現象とは、太平洋赤道域の日付変更線付近から南米のペルー沿岸にかけての広い海域で海面水温が平年に比べて高くなり、その状態が1年程度続く現象である。逆に、同じ海域で海面水温が平年より低い状態が続く現象はラニーニャ現象と呼ばれている。ひとたびエルニーニョ現象やラニーニャ現象が発生すると、日本を含め世界中で異常な天候が起こると考えられている。
沿岸域の総合的管理	自然的条件や社会的条件からみて一体として施策を講じる必要がある沿岸の海域と陸域について、規制などの措置を総合的に講じることにより適切に管理すること。海洋基本法と海洋基本計画に位置づけられている。この背景には、沿岸の海域における問題が陸域の活動に起因する場合があり、この場合に沿岸海域だけで施策を講じても十分ではないということがある。
親潮	千島列島に沿って南下して日本の東まで達する寒流で、日本の南を流れる黒潮とともに日本近海にみられる代表的な海流。また、北海道東方や釧路沖、三陸沖などに存在する低温・低塩分で溶在酸素量が多く、栄養塩に富んだ水を親潮ということもある。

カ行

海洋酸性化	海洋が、大気中に増加した二酸化炭素を吸収して酸性化すること。海洋は大気中の二酸化炭素を吸収し、その濃度の上昇を緩和している。大気中に放出される二酸化炭素の量が増加すると、海水の二酸化炭素濃度も上昇する。二酸化炭素が水に溶けると弱酸性の炭酸水になるため、その影響で海水の酸性化が起こる。現在の海水はpH約8.1の弱アルカリ性だが、酸性化が進むとこれが中性に近づく。海洋には炭酸カルシウムの殻を持つ生物が多く、酸性化が進むとこの殻が溶けだすといわれている。
海洋生物地理情報システム (OBIS: Ocean Biogeographic Information System)	海洋生物のセンサス(Census of Marine Life program)により設立された海洋の生物・環境に関するデータを集約するシステム。各国・地域に設置されているノード(拠点)や、各種データベースを通じてデータが集約される。

環境と開発に関する国連会議 (地球サミット、UNCED: United Nations Conference on Environment and Development)	地球環境問題が深刻化し、世界的規模での早急な対策の必要性が指摘されたため、国連の主催により、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国際会議。持続可能な開発に関する原則である「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」が採択され、その具体的な行動計画として「アジェンダ21」が採択された。また、この会議中に生物多様性条約や気候変動枠組条約が署名のために開放された。
北太平洋の海洋科学に関する 機関(北太平洋海洋科学機関、 PICES: North Pacific Marine Science Organization)	1992年に設立された政府間科学機関。北緯30度以北の北太平洋と隣接海域における海洋調査の促進と調整、海洋環境・地球気候・気候変動・生物資源と生態系・人間活動の影響等についての科学的知見の促進、これらの科学的情報の収集と迅速な交換の促進を目的としている。
漁獲可能量(TAC: Total Allowable Catch)	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に定められた、排他的経済水域等において採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの年間の数量の最高限度。さんま、すけとうだらなどの7魚種について設定され、漁業種類別、都道府県別に漁業者に割り当てられている。
漁業権	行政庁の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利。漁業法に定められ、財産権であるとともに物権とみなされる。漁業権には、漁具を定置して漁業を営む権利(定置漁業権)、一定の区域内で養殖業を営む権利(区画漁業権)、一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利(共同漁業権)の3種類がある。免許の内容により漁具、漁法、漁獲物の種類、漁業時期などが特定され、共同漁業権等については漁業協同組合が定める規則によりさらに詳細に制限される。江戸時代の漁場利用に係る秩序とともに漁業権の原型となった権利関係が形成されたこととされ、明治時代に漁業法制に規定された。
魚種別系群別資源評価	調査対象魚種または系群(遺伝的構造が同一か、分布域等が同一である資源の最小構成群)について、漁獲調査や生物学的調査により得られたデータに基づいて資源の特性や資源量を解析し、資源の水準、動向及び漁獲が資源に与える影響を評価すること。わが国周辺海域の主要な漁獲対象種(52魚種、84系群)について、独立行政法人水産総合研究センターが毎年実施している。魚種系群ごとに生物学的許容漁獲量(ABC)が算定され、漁獲可能量(TAC)の設定の科学的基礎として用いられている。
クリアリングハウス(メカニズム)	ネットワーク上に散在する様々なデータベースに保管されているデータを、一括検索する仕組み。個々のデータベースへアクセスして何度も検索する必要がないため、目的とするデータの所在確認が容易になる。
黒潮	東シナ海を北上して九州と奄美大島の間のトカラ海峡から太平洋に入り、日本の南岸に沿って流れ、房総半島沖を東に流れる海流。貧栄養であるためプランクトンの生息数が少なく、透明度は高い。南極環流やメキシコ湾流と並んで世界最大規模の海流である。日本の南岸に沿って流れた黒潮が、東に流れ去ったものを黒潮続流といい、黒潮の沖側に黒潮とは逆向きの西ないし南へ向かって流れる弱い流れを黒潮反流という。また、黒潮の内側(沿岸側)を黒潮内側域という。
経済協力開発機構(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)	欧州経済協力機構を前身とし、1961年に経済協力開発機構条約に基づいて設立された国際機関。市場経済を原則とする先進諸国が集まり、世界経済の発展への貢献、発展途上国援助、多角的自由貿易の拡大を目的とした活動を行っている。
国際海事機関(IMO: International Maritime Organization)	海事問題に関する国際協力を促進するため1958年に設立された国連専門機関。海上の安全等に関する事項、並びに海洋汚染防止及び規制に関する事項について行政事項及び法律事項等を取り扱うことを目的とする。
国際海洋データ・情報交換システム(IOCDE: International Oceanographic Data and Information Exchange)	国際連合教育科学文化機関(UNESCO)が1961年に設立した政府間海洋学委員会(IOC)が推進するプログラム。海洋の調査やデータ交換の促進を目的とする。米国、ロシア、ドイツ及び中国の4箇所に設置された、海洋学のための世界データセンター(WDC for Oceanography)を核とし、加盟各国に設置される国立海洋データセンターから構成されるシステムが整備されている。

国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI: International Coral Reef Initiative)	1994年に日米豪仏等(8か国)により開始された、サンゴ礁の保全を目的とした国際協力の枠組。事務局は参加国が持ち回りで担うことになっており、2005年7月から2007年6月までの2年間、我が国はパラオ共和国と共同で事務局を務めた。
国際自然保護連合(IUCN: International Union for Conservation of Nature and Natural Resources)	自然及び天然資源の保全に関わる国家、政府機関、及び非政府機関の連合体として、1948年に設立された国際的な団体。全地球的な野生生物の保護、自然環境・天然資源の保全の分野で専門家による調査研究を行い、関係各方面への勧告・助言、開発途上地域に対する支援等を実施している。
国連食糧農業機関(FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations)	各国国民の栄養水準、生活水準の向上等による人類の飢餓からの解放を目的に、1945年に設立された国連専門機関。国際的な農林水産業の検討の場の提供、国際条約等の執行、農林水産業に関する調査分析、情報収集・伝達及び開発途上国に対する技術助言・技術支援を実施している。
混獲	漁獲対象種に混じって、対象外の魚や海獣類などが一緒に漁獲されること。

サ行

里海	わが国沿岸域において、自然生態系と調和しつつ人手を適切に加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全が図られている海。我が国の沿岸域は、古来より人間活動との関わり合いが深く、採貝・採藻等の漁業活動などが行われてきた。
資源回復計画	緊急に資源回復が必要な魚種について、減船、休漁、漁具改良、保護区の設定等の漁獲努力量削減、種苗放流等による資源の積極的培養、漁場環境の保全等の取組を総合的に推進するもの。国又は都道府県が、関係漁業者の意見を踏まえて作成する。
自然環境保全基礎調査	全国的な観点からわが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境省が1973年度より自然環境保全法第4条の規定に基づきおおむね5年ごとに実施している調査。一般に、「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について調査項目を分類し国土全体の状況を調査している。調査結果は報告書及び地図等に取りまとめられた上公表されており、これらの報告書等は、自然環境の基礎資料として、自然公園等の指定・計画策定をはじめとする自然保護行政のほか、環境影響評価等の各方面において活用されている。
持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット、WSSD: World Summit on Sustainable Development)	国連環境開発会議(地球サミット)から10年を経て、同会議で採択されたアジェンダ21の実施促進や新たな課題について議論することを目的に、南アフリカのヨハネスブルグで2002年に開催された国際会議。各国首脳が持続可能な開発を約束する「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」及びアジェンダ21をより具体的な行動に結びつけるための「ヨハネスブルグ実施計画」が採択された。
深海カイメン群集	海山や大陸斜面、海底谷等のような栄養塩の豊富な流れの速い場所に主に形成されるカイメンの群集。カイメン群集の成長率は2-7cm/年と遅く、寿命は最大6000年と長い。カイメンの複雑な構造は、多くの魚類や無脊椎動物等に生息の場を提供している。また、死んだカイメンの珪酸質の骨片は海底に大量に堆積して底質を変え、周辺の動物相の分布や構成、密度に影響を与える。
深海コケムシ群集	深海に形成されるコケムシの群集。コケムシは、外肛門動物門に属する無脊椎動物で、口の周りの触手には繊毛が生えている総担(ふさかつぎ)と呼ばれる構造を持ち微生物を餌とする。個虫の直径が1mm以下の動物で、炭酸カルシウムなどの外壁からなるコロニーを作り、深海の生物に生息の場を提供する。
水塊(水柱)	海水温、塩分、溶存酸素、栄養塩類などが様な海水の塊のこと。

生食食物連鎖	植物を起点とし、植物食の動物がそれを食べ、その動物を他の動物が食べるという補食・被食の直線的なつながり。生食連鎖ともいう。これに対して、デトリタスなどの生物遺体を起点とした食物連鎖を腐食連鎖という。
総量削減	工場・事業場排水に対する排水規制（濃度規制）だけでは水質環境基準の確保が困難な閉鎖性海域（指定水域）を対象に、流入する汚濁物質の負荷量を削減することにより水質汚濁を防止する制度。水質汚濁防止法に根拠を置き、現在、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、COD、窒素、リンの3項目の削減が実施されている。本制度では、環境大臣が定める総量削減基本方針に基づき、関係都府県が削減目標や対策を定めた総量削減計画を策定する。具体的な対策としては、工場・事業場に対する総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備等がある。

タ行

大陸棚	大陸棚斜面に至るまでの緩やかな傾斜の海底地域のことで、そこまでの平均的な水深は約130mとされる。ただし、1958年大陸棚条約による「水深200mまでおよび開発可能な水深まで」との定義が現在でも浸透していることも影響して、200m以浅までとして論議されることも多い。大陸棚の海域は一般に好漁場で、海底資源の埋蔵量も多いとされる。なお、国連海洋法条約に基づく大陸棚の定義は、上記の海底地形上の定義とは異なる。
多利用型統合的の海域管理計画	知床世界自然遺産地域内の海域の保全を強化するために、環境省と北海道が2007年に策定した管理計画。海洋環境の保全や漁業に関する法による規制、及び漁業者や観光業者による自主的な管理を基本とし、遺産地域内の海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の両立を目的とする。
地域漁業管理機関	ある一定の広がりをもつ水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。

ナ行

入漁権	設定行為（入漁権を設定する契約）に基づき、他人の共同漁業権等に属する漁場においてその漁業権の内容たる漁業の全部または一部を営む権利。漁業法に定められており、漁業協同組合が定める規則により制限される。
（水産物の）認証制度	持続可能な漁業で獲られた水産物にラベルを貼り、その商品を消費者が選択することによって持続的な漁業を推進する制度。マリン・エコラベル・ジャパンによる制度や、国際的な認証制度である海洋管理協議会（MSC）による制度などがある。
ネクトン	水域にいる生物のうち、移動能力が大きく、水の流りに逆らって水中を自由に遊泳して生活する生物の総称。遊泳生物ともいう。魚類、クジラ類などのほか、ウミガメ類、イカ・タコ類、ペンギンなどの鳥類も含まれる。
熱水噴出孔	マグマにより熱せられた海水がミネラルや硫化物、水素、メタン、マグネシウム、金属等を含み地殻から噴出し形成する煙突状の海底構造。熱水噴出孔は中央海嶺及び背弧拡大中心にあることが知られている。そこから噴出する硫化物の豊富な海水は化学合成細菌による一次生産を支えており、この細菌と共生するハオリムシ、イガイ、ウリガイや細菌を餌とするエビなどの生物群集が熱水噴出孔周辺で確認されている。

八行

排他的経済水域 (EEZ:exclusive economic zone)	国連海洋法条約第5部に定められた、領海に接続し、領海の基線から200海里を超えない範囲で設定される水域。沿岸国は、排他的経済水域内の天然資源（生物資源及び非生物資源）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有し、また、人工島、施設、構築物の設置及び利用、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全に関して管轄権を有する。
排水基準	水質汚濁防止法に定められた、特定施設を設置する工場・事業場からの排水に含まれる有害物質等の許容限度。人の健康に被害を生じるおそれに対応した健康項目と、生活環境に被害を生じるおそれに対応した生活環境項目がある。
白化現象	造礁サンゴが共生藻を失って、透明なサンゴ組織を通して白い骨格が透けて見え、白くなる現象。サンゴが、高水温・低水温・強い光・紫外線・低い塩分などのストレスを受けることが原因とされている。白化した状態が長く続くと、サンゴは共生藻からの光合成生産物を受け取ることができなくなり死滅する。
バラスト水	荷物を積載していない船を安定させるために積み込む海水のこと。荷物を降ろした時に積み込まれ、通常荷を積み際に港内において排出される。
東アジア・オーストラリア地域 フライウェイ・パートナーシップ	東アジア・オーストラリア地域において、渡り性水鳥及びその生息地の保全に係る国際協力の強化を図るため、日豪政府の主導により2006年に発足した国際パートナーシップ。当該地域に生息するすべての渡り性水鳥を対象に、渡りのルート沿いにある重要生息地の国際的なネットワークを構築し、ネットワーク全体で渡り性水鳥の保全強化を図っている。
東アジア海域環境管理パート ナーシップ（PEMSEA： Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia）	東・東南アジアの海域における環境保全と調和した開発を推進するため、政府、地方政府、非政府組織、研究機関等の連携の強化を目的として1994年に国連開発計画（UNDP）によって設立されたパートナーシップ。我が国は2002年から参加している。現在、厦門（中国）、ダナン（ベトナム）など9カ国で持続可能な開発に関するモデル事業を実施している。
東アジア地域サンゴ礁保護区 ネットワーク戦略	2010年6月にブーケット（タイ）で開催された第6回国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）東アジア地域会合で採択されたICRIの地域戦略文書。サンゴ礁及び関連生態系の保全を進めるために東アジア地域の継続的な連携体制を形成していくことや、東アジア地域のサンゴ礁保護区ネットワークの取組のあり方を明らかにしたものの。
微生物食物連鎖	溶存有機物を起点とし、細菌群集、原生生物へと波及する微生物間の食物連鎖の関係。従来言われてきた食物連鎖と共に海洋や湖沼の自然生態系において重要な役割を担っていると考えられている。
漂砂システム	海水の運動（波、潮流、沿岸流等）によって生じる海岸や海底の土砂の移動分散システム。漂砂の大部分は砕波帯で発生し、漂砂の移動は平行方向の沿岸漂砂と直角方向の岸沖（離岸）漂砂がある。構造物の設置、波や流れの変化によって漂砂システムも変化し、周辺環境に影響を与えることもある。
貧酸素水塊	溶存酸素濃度が極度に低下した水塊のこと。水域の底層においては、富栄養化によって増殖したプランクトンの死骸や水域に流入した有機物を微生物が分解することにより、溶存酸素濃度が極度に低下する。水生生物が貧酸素水塊に長時間接することで死滅する等の被害が出ることがある。
フロント	異なる水塊の境界部にできる不連続線のこと。潮目、潮境と同義。フロントがみられる海域をフロント海域という。
北西太平洋地域海行動計画 （NOWPAP：Northwest Pacific Action Plan）	閉鎖性水域の海洋汚染管理と海洋及び沿岸域の資源管理を目的として国連環境計画（UNEP）が提唱する地域海計画の一つで、日本海及び黄海における海洋環境の保護のために日本、中国、韓国、ロシアが連携する枠組み。2007年以降、漂流ゴミに対する取組を強化している。

保護を必要とする生態学的あるいは生物学的に重要な海域 (EBSA: Ecologically or Biologically Significant Area) 特定のための科学的基準	生態学的あるいは生物学的に重要で保護を必要とする海洋及び深海の生息地を特定するための基準。保護を必要とする海域のための生態学的クライテリアおよび生物地理区分システムに関する専門家ワークショップの提言を受け、CBD-COP9 決定 IX/20 (海洋・沿岸の生物多様性) の付属書 I に記載された。7 つの科学的基準があげられている。
--	---

マ行

メイオベントス	水底に生息する生物の総称をベントス (底生生物) といい、その内、1mm のふるいを通して 32 μ m 前後の細かいふるいで採れる底生生物のこと。主に微細藻類、有孔虫類、線虫類などがある。
モニタリングサイト 1000 (重要生態系監視地域モニタリング推進事業)	2003 年度から環境省が実施する全国約 1000 カ所のモニタリング調査。大学・博物館・NGO・市民ボランティアなどの協力を得て、沿岸域 (磯・干潟・アマモ場・藻場)、サンゴ礁をはじめ森林・草原などの各生態系において継続的な調査を実施している。

ヤ行

溶存酸素	略称 DO。水中に溶解している酸素のことで、水質汚染状況を測る指標の一つ。
横出し	法律が規制していない対象まで条例によって規制の範囲を広げること。

ラ行

冷水性サンゴ群集	イシサンゴ、ソフトコーラル、クロサンゴを含む冷水性のサンゴの群集。大西洋、地中海、インド洋、太平洋、南極海に広く分布する。一般的に高緯度では水深 50-1200m に、低緯度では水深 4000m まで生息する。成長は遅く、熱帯のサンゴに比べ 1/10 の成長率にすぎない。大陸棚縁や海山に多く、海流によって運ばれてくる有機物や動物プランクトンを餌とする。炭酸カルシウムの骨格を形成し、動物群集に生息の場を提供しており、周辺の海底に比べ種の多様性ははるかに高く、固有種も多い。
冷水湧出域	水深 400-7000m の大陸棚縁部に沿って見られ、油やガスが湧出する軟泥の海底等に冷水が湧き出している場所。冷水湧出域における高濃度のメタンや硫化物は化学合成生物群集の高い生産性に重要な役割を果たしており、この細菌と共生するウリガイやイガイ、ハオリムシなどの高い生物量を支えている。また、冷水湧出域は周囲の底質よりも種の多様性が高く、数種の魚類も冷水湧出生態系で確認されている。
レジームシフト	大気-海洋を含む海洋生態系から構成される地球システムの基本構造 (regime) が数年から数十年単位で転換 (shift) すること。また、それとリンクしてプランクトン群集や魚類の組成などの海洋生態系が大きくまた急速にある時期を境にして変わる現象。マイワシなどの漁業資源量はレジームシフトにともなって大きく自然変動すると考えられている。このレジームの寒冷期を寒冷レジーム期、温暖なレジーム期を温暖レジーム期という。

4 . 海洋生物多様性保全戦略策定までの経緯

「海洋生物多様性保全戦略」の策定に向けた議論を行うため、海洋生物多様性保全戦略専門家検討会を設置した。

検討状況

平成 22 年	7 月 9 日	第 1 回専門家検討会（戦略の構成、論点）
	8 月 27 日	第 2 回専門家検討会（戦略素案の検討）
	10 月 1 日	第 3 回専門家検討会（中間とりまとめ）
	12 月 24 日	第 4 回専門家検討会（CBD-COP10 結果反映）
平成 23 年	1 月 20 日～2 月 10 日	パブリックコメントの実施 （意見提出数 38 件（個人 20、団体 18）、延べ意見数 274 件）
	3 月 1 日	第 5 回専門家検討会（戦略のとりまとめ）

海洋生物多様性保全戦略専門家検討会委員（敬称略）

加々美 康彦 / 中部大学国際関係学部准教授

桜井 泰憲 / 北海道大学大学院水産科学研究院教授

白山 義久（座長） / 京都大学教授フィールド科学教育研究センター長

清野 聡子 / 九州大学大学院工学研究院環境都市部門准教授

仲岡 雅裕 / 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター教授

中原 裕幸 / 社団法人海洋産業研究会常務理事

牧野 光琢 / 独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所研究員

松田 裕之 / 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授

八木 信行 / 東京大学海洋アライアンス総合海洋基盤プログラム学際海洋学
ユニット 特任准教授